

## 議第58号

### 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「21,400」を「22,900」に、「28,600」を「30,600」に、「52,400」を「56,000」に、「73,800」を「78,900」に、「3,220」を「3,440」に、「4,290」を「4,590」に、「6,190」を「6,620」に、「9,410」を「10,060」に改め、同項第2号の表中「32,200」を「34,400」に、「42,900」を「45,900」に、「2,510」を「2,680」に、「3,340」を「3,570」

に、「4,660」を「4,980」に、「6,190」を「6,620」に、「3,220」を「3,440」に、  
「4,290」を「4,590」に、「6,790」を「7,260」に、「9,050」を

「9,680」に、「8,220」を「8,790」に、「10,950」を「11,710」に、「10,710」を「11,450」に、「14,290」を「15,280」に、「8,580」を「9,180」に、「11,430」を「12,220」に、「2,860」を「3,060」に、「3,810」を「4,070」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。